令和９年度スポーツ活動等普及奨励助成事業募集要項
（中学校等の放課後活動への助成）
（１）部活動地域展開重点事業
（２）中学校部活動地域展開普及事業

公益財団法人スポーツ安全協会

１．助成の目的

我が国におけるスポーツ活動等（スポーツ活動、文化活動）の普及奨励を図ることを目的とします。

２．助成対象者

（１）部活動地域展開重点事業

市（区）町村、又は市（区）町村教育委員会

（２）中学校部活動地域展開普及事業

地方公共団体、スポーツ・社会教育・文化関係団体（法人格の有無は問わない）、大学、実行委員会等事業の企画運営に当たる組織

注１）地方公共団体以外の団体等は、地方公共団体が計画・推進する部活動地域展開に関与している場合に限ります。

注２）営利を目的とする団体を除きます。

３．助成対象事業及び助成金額

（１）助成対象事業

不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的に実施する次の事業とします。

①部活動地域展開重点事業

改正スポーツ基本法や部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドラインを踏まえ、原則として改革実行期間前期（令和８年度～10年度）までに次の取組の実現を目指す計画を有し、部活動の地域展開を計画的に推進する市町村を重点的に支援します。

【成果目標】

以下のア～エの全ての基本項目及び選択項目のうち１以上の達成を目指す計画を有すること。

※基本項目※

ア．全中学校区で休日の部活動が地域展開できるしくみ

イ．中学生（小学生を含むことも可。以下「中学生等」という。）が複数のスポーツ・文化芸術活動ができるしくみ（マルチスポーツ・カルチャー）

ウ．中学生等が主体的に楽しく参画・活動できる環境やしくみ（種目の選択だけでなく、練習計画の立案・実施などを含むこと）

エ．中学生等の安全確保のための市（区）町村の一元的な保険加入のしくみ（注）

注）「一元的な保険加入のしくみ」とは、市（区）町村又は運営団体が市（区）町村域内の地域クラブ参加者（中学生等）を取りまとめ一括して保険加入し、事故が発生した場合は

保険会社に事故通知を行うしくみを言います。

スポーツ安全保険の場合、一括して保険加入することにより、１人の中学生等が市（区）町村内の複数の認定クラブで活動する場合でも、掛金は１人分で済むことになり、マルチスポーツ・カルチャー推進の観点からも有効です。

※選択項目（以下のうち、１以上）※

ア．平日を含めた部活動の地域展開の実施

イ．地域共生協働型地域クラブの運営

中学生等の主体性を育む活動を促進するため、日常の活動は地域人材の協力による安全配慮を中心とした見守りを原則とし、指導者は必要に応じて伴走支援を行います。

ウ．デジタル技術を活用した練習方法や地域クラブ運営等の効率化

エ．地域の文化・社会教育関係団体を加えた部活動種目の拡大

オ．特別支援学校や学級の生徒等を対象とした定期的な活動

カ．障害者や高齢者等とのインクルーシブな活動

キ．その他、部活動の地域展開を加速するしくみづくり　等

【事業例】

推進体制の整備や活動用具、施設設備等の環境整備、マルチスポーツ・カルチャー体験会、調査研究、指導者研修、保護者を対象としたセミナー　等

②中学校部活動地域展開普及事業

部活動地域展開に向けて、中学生等が各地域で多様な活動に親しむ機会を提供する活動。

【事業例】

中学生等を対象とした競技会、交流会、マルチスポーツ・カルチャー体験会、地域共生協働型地域クラブの試行（注)、練習会、研修会、コンクール、発表会　等

注）中学生等の主体性を育む活動を促進するため、日常の活動は地域人材の協力による安全配慮を中心とした見守りを原則とし、指導者は必要に応じて伴走支援を行います。

（２）申請に当たっての留意点

（共通事項）

・他の補助金や助成金等との併用は可能ですが、活動内容や経費の棲み分けがされていることが必要です。

（個別事項）

①部活動地域展開重点事業

・部活動地域展開のガイドライン又は計画等が策定されていること。

・改革実行期間（前期）中に成果目標が達成される計画を有していること。

②中学校部活動地域展開普及事業

・休日のみ、平日のみ、又は平日と休日の両方のいずれの活動も対象。

・地方公共団体の担当部局の方針に沿った計画であり、連携が図られていること。

・原則として、同一事業は連続３回までとする。

・事業に参加する中学生等の実参加者数を原則として５０人以上とすること。

（３）助成金額

助成金額は、次のとおりとします。

①部活動地域展開重点事業（助成総額（予定）：１２，９００万円）

・１事業上限２５０万円／１年

ただし、人口１０万人未満の市町村は、原則として、１事業上限１５０万円／１年

・助成期間は、原則２年間（令和９年度から１０年度)。

ただし、②選択項目の「イ．地域共生協働型地域クラブの運営」に取り組む場合は、原則３年間とします。

・必要があると認められる場合は予算を繰り越すことができます。

・進捗状況等によっては途中で助成を終了する場合もあります。

②中学校部活動地域展開普及事業（助成総額（予定）：２，５００万円）

・１事業上限５０万円

・助成期間は、単年度（令和９年度）

３．対象経費等

対象経費及び対象外経費は、次のとおりとします。

①部活動地域展開重点事業

【対象経費】

原則として、部活動地域展開に必要な体制や環境整備、広報等の初期経費とし、助成期間内に使用した経費。

・体制構築や環境整備のために必要な経費：会議費、広報費、システム開発・購入費、備品費等

・広報や体験会等イベント等に必要な経費：謝金、旅費、雑役務費　等

・備品費：備品台帳等での管理が条件。

例）活動に直接使用する用具、施設向けセキュリティ機器、熱中症等対策のための機器　等

【対象外経費】

・懇親会、パーティに要する飲食等の経費

・部活動の地域展開に伴い経常的に必要となる経費

指導者謝金、旅費、組織やシステム等の運営費・管理費、保険料　等

・団体運営のための経常的な経費（備品費、設備費、給与　等）

②中学校部活動地域展開普及事業

【対象経費】

・事業に直接必要とする経費（諸謝金、旅費・交通費、賃借料、雑役務費、消耗品費、人件費（臨時雇用者に限る）等）とし、助成期間内に使用した経費。

【対象外経費】

・懇親会、パーティに要する飲食等の経費

・保険料

・高校生以上の参加者に係る経費
・備品費（３万円以上）
・団体運営のための経常的経費（設備費、給与等）

４．助成対象（事業実施）期間

各種事業の助成対象期間は以下のとおりとします。

①部活動地域展開重点事業

令和９年４月１日から令和１１年３月１０日（２か年）までに実施される活動。

・「②選択項目のイ．地域共生協働型地域クラブの運営」に取り組む場合は、令和９年４月１日から令和１２年３月１０日（３年間）まで実施される活動。

・ただし、助成金額は、毎年度の申請書（又は中間報告書等）を審査の上決定。

②中学校部活動地域展開普及事業

令和９年４月１日から令和１０年３月１０日までに実施される活動

５．応募方法

（１）応募方法　Graain（グラーイン、電子申請システム）

〇応募に当たっては、Graain から申請すること（郵送、メール不可）。

手続き方法は、以下の「電子申請システム「Graain」の利用方法」を参照の上、申請書等を作成し、提出してください。

〇申請に当たっては、下記の書類を作成又は添付の上、提出してください。

（必須項目）

①事業計画書（Graain から入力）

②今回申請する事業の予算書（協会様式、Excel 形式）

③過去２年度の事業実績及び決算書（様式自由、PDF 形式、又は HP の URL）

※申請団体が、市（区）町村又は市（区）町村教育委員会の場合は除きます。

（条件に合致する場合）

①定款、規約又はそれに類する規定等（様式自由、PDF 形式、又は HP の URL）

・条件：過去２年度間に当協会の助成を受けていない場合。

※申請団体が、市（区）町村又は市（区）町村教育委員会の場合は除きます。

②関係資料：事業の概要が分かる資料（様式自由、PDF 形式）

・条件：前年度に同種の事業を行っている場合、申請内容の補足を希望する場合

（２）応募期間

令和８年１１月２日～令和８年１２月２４日１６時（時間厳守）

（３）応募（申請）は、１団体につき各事業１件まで。

【電子申請システム「Graain」の利用方法】

①「Graain」に新規アカウントを作成します。アカウントは Google 以外で作成してください。

https://www.service.graain.net/Cq4Xv/general/login

※既に、Graain のアカウントを所有している場合は、新規アカウントの登録は不要です。既存のアカウントでログインしてください。

②ログイン後、申請者用 Home 画面に表示される助成プログラム一覧の中から、次のいずれかの事業を選択してください。

・部活動地域展開重点事業

・中学校部活動地域展開普及事業

③画面の指示に従って必要情報を入力の上、該当する提出書類のファイルを添付し申請画面から提出してください。

＜注意＞

※応募以降の連絡や問い合わせは、原則として Graain にて通知するので、必ず同システム内の通知を確認してください。

なお、Graain にアカウント登録する E-mail は、団体アドレス等複数人で確認できるものを奨励します。

＜参考＞

詳しくは、以下のマニュアルを参照してください。

・Graain 新規アカウント登録マニュアル

・Graain 利用操作マニュアル

６．選定方法

本会審査委員会で審査の上、決定します。

なお、助成金交付申請額は査定（減額）されることがあります。

７．採択基準

採択に当たっては、特に次の事項を総合的に審査します。

①部活動地域展開重点事業

・市（区）町村域の部活動地域展開の計画的な推進が期待される事業であること。

・事業への参加の機会が広く開かれて、不特定多数の利益の増進に寄与することを目的とした事業であること。

・地域課題や事業計画、成果の分析等ＰＤＣＡが有効に機能する体制が整備されていること。

・事業の成果目標が具体的に設定されていること。

・成果目標達成に向けた各年度の事業計画や予算計画が示され、事業の実現可能性が高いこと。

・助成事業終了後も自立的な持続可能性が期待できること。

・安全に実施するための配慮事項が明確であること。

②中学校部活動地域展開普及事業

・地方公共団体の担当部局の方針に沿った計画であり、連携が図られていること

・中学生等が各地域で多様な活動（スポーツ・文化）に親しむ機会の提供に寄与することが期待される事業であること

・参加の機会が広く開かれて、不特定多数の利益の増進に寄与することを目的とした事業であること
・事業計画・予算の内容が明確で熟度が高く、実施体制も構築され事業実施が確実であること
・助成事業終了後も事業が継続されることが期待できること
・安全管理、傷害の予防、ハラスメントの防止、その他のリスク対応が適切であること
・新規で申請する団体は、申請事業の過去の実施実績が確認できること（原則として、実績のない新規事業は不可）

８．採択必須条件

助成事業に採択された場合は、以下の条件を遵守してください。

（１）事業の目的が達成されるよう十分な計画と準備の上、参加者が生涯を通じてスポーツや文化活動等に親しむ契機となるよう努めること。

（２）安全管理（緊急時の対応計画および暑熱や落雷などの環境リスクへの配慮など)、傷害予防（実施される活動特性に応じた予防策)、ハラスメント防止、その他のリスク対応を適切に行うこと。

（３）傷害保険や賠償責任保険など活動に応じて必要な保険に加入すること。

（４）デジタル技術を活用した取組を行う場合は、画像、映像、音源等の使用については著作権等の権利関係の適正な処理を確実に実施すること。

（５）助成対象に採択された事業は、採択の条件として、下記による助成金交付の告知及び広報を必ず行うこと。

・開催要項、看板、プログラム等には、『公益財団法人スポーツ安全協会スポーツ活動等普及奨励助成事業』の記載（※）をすること。
・大会等プログラムには、「スポーツ安全保険」の広告（※）を掲出すること。
・大会等ホームページには、「スポーツ安全保険」のバナー（※）を表示すること。
・開催要項、大会プログラム等を作成しない場合は、「広告チラシ」（※）を配布すること。
・ＳＮＳ等を活用した活動の広報を行うこと。

上記、※印については、採択時に連絡します。

９．応募～助成期間終了まで

応募受付期間	令和８年１１月２日～令和８年１２月２４日１６時
助成の決定・通知	令和９年３月上旬（予定）
助成事業の開始	令和９年４月１日
助成金の交付	令和９年６月上旬（予定）

申請書の返却及び審査の経緯や結果の問合せは、受け付けません。

10．助成期間終了後

（１）実績報告書の提出　Graain（グラーイン、電子申請システム）

・実績報告書は、Graain から提出すること（郵送、メール不可)。
手続き方法等については、採択後に別途連絡します。

①部活動地域展開重点事業

ア．事業実施年度毎に事業報告書（令和９年度：中間報告書、令和１０年度：実績報告書）を提出すること。

なお、中間報告の内容や今後の方針等について、ヒアリングを行うことがあります。

イ．報告書等の提出期限

（中間報告書等）

・令和９年度事業分：令和１０年４月１０日（厳守）

３年間継続の場合は、２年目（令和１０年度）も中間報告書等を提出。

・提出期限は、令和１１年４月１０日（厳守）

（実績報告書等）

・令和１０年度事業分：令和１１年４月１０日（厳守）

３年間継続の場合は、３年目（１１年度）に実績報告書等を提出。

・提出期限は、令和１２年４月１０日（厳守）

②中学校部活動地域展開普及事業

ア．報告書等の提出期限

事業終了後３０日以内若しくは令和１０年４月９日のいずれか早い日（厳守）

11．留意事項

（１）申請書の返却及び審査の経緯や結果についての問合せは、受け付けません。

（２）次の事項に該当する場合、助成金の全額又は一部を返還していただきます。

①対象事業を中止又は廃止した場合

②報告書の提出を怠った場合

③提出書類に虚偽の記述を行った場合

④決算で剰余金が生じた場合

⑤助成事業で購入した備品を目的外で使用した場合

⑥上記「採択必須条件」取り扱いを怠った場合

（３）②中学校部活動地域展開普及事業の助成金の交付を受けることができるのは、原則として同一事業は連続３回までとします。

（４）事業の視察や調査、本助成に関するヒアリングを行う場合、あるいは、成果の普及、成果発表及び情報発信などについて、当協会から依頼や指示を受けた場合は、協力すること。

12．個人情報の取扱い等

（１）提出書類に記載の個人情報は、業務遂行上必要な範囲内で取り扱います。

（２）助成決定団体、事業名及び助成金額を本会ホームページで公表します。

13．お問合せ先

公益財団法人スポーツ安全協会　助成担当（根本、髙橋）

メール：josei@spoan.or.jp

電　話：０８０（８０２５）３００２　（平日１０時～１６時）